

忠孝橋

父野川ハ本郡内何レノ町村ヨリモ大ナル面積ヲ持チ乍ラ、其道路ガ至テ狭少險悪デ、出水毎ニ交通遮断ノ厄ヲ見ルコトハ、我モ人モ常ニ恨事ナリトシテ道路改修ノ議ハ多年唱ヘラレテ居タ、近時日吉線路ノ改修力動機トナリテ蓋同部落ノ有志者ヲ興奮セシメタ 年 月 日、父野川出身ノ村長芝龍馬氏ハ臨時村会ヲ開イタ、其案ニ曰ク（イ）村事業トシ（ロ）村債ヲ起シ（ハ）之ヲ速成スベシ、但父野川ハ特別ノ負担ヲ辞セズ云々、父野川議員（父ノ川在住ノ村會議員以下比例）四名ハ熱心ニ主張シ日向谷議員略賛成

シ、上鍵山議員二名異議アリ、上大野議員二名ト下鍵山二名ハ躊躇シ、正命ヲ呼テ仲裁セヨト云、命曰ク先ツ精確ナル測量ヲ行ヘ（父ノ川ノ架橋ガ三〇〇円デ出来ル、上大野・下鍵山ハ那辺ヲ通ルカ分ラヌト云様ノモノハ測量ヲシタト云モノデナイ）工費ヲ明瞭ニシ沿道ノ各大字トノ交渉ヲ了ヘ然シテ后ニ村ノ問題トスベシ、村ノ問題トナリ又レバ村ノ人モ亦大ニ考慮セネバナラヌ、而シテ村債ナドハ到底成立ス可ラズ、又父野川人士ガ此問題ヲ村役場ノ位置問題ト干（関力）連セシメントスルカ如キハ最モ拙策デアルト、父ノ川ノ人喜ハス、上鍵山ノ人喜ハス、其他ノ各部落ノ人モ相喜ハス、不得要領デ散会シタ、追々日向谷道路改修ノ中或其負担拒絶説

村役場位置論、分村説乃至井谷ノ実業学校廃止説ナト紛議百出、時々村会、郡會議員ノ選挙等ニ際シ、村内衝突多ク、村会中各派ノ議員ハ、同席デ弁当サヘ食ハヌ様ニナツタ

大正二年十二月十六日、郡長田中瀧三郎氏来リ、村内有志者ノ多数ヲ小學校舎ニ召集シテ訓諭調停シ、父ノ川道路工事ヲ村事業トシテ、大正三年度ヨリ起工スルコトトシタ、然レトモ未タ幹線日吉線路ヨリノ分岐点モ定タラズ随テ下鍵山、上大野等ノ測量モ出来ス、工費ノ支出方法等ノ定案モナシ

大正三年二月一日、村長伊藤光俊氏村会ヲ召集シテ、之ヲ諮リヌガ纏マ

ラヌ翌日モ引続テ開イタ、下鍵山・上鍵山・日向谷ノ議員六名ヨリ、其意見ガ後日誤解セラレザルタメトテ意見書ヲ提出シタ、其要ニ曰ク（一）幹線ヨリノ分岐点ハ野村線路ニ最近ノ場所ニ定ムルコト（二）野村線路中本村ニ属スル部分（下鍵山ヨリ分岐シテ上鍵山ノ郡境ニ至ル迄）ノ改修ヲ了レバ引続キテ上鍵山里道ノ改修ヲ着手スルコト（三）小学校・避病舎等ノ修築ヲ終レバ村ノ土木費金額ヲ増加スルコト（四）父川道路ハ富母里ヲ終点トセスシテ犬飼・藤川両方面ヨリ高知県ニ連絡スルコト（五）村内私的費用ノ大節約ヲ励行スルコト等アル、（命起草）此主旨ニ因リテ漸ク村会モ決定シ、同年三月十三日県知事ノ工事許可、同月三十日、郡費補助三〇〇円ノ指令アリ

四月一日ヨリ上大野・宮ノ瀬ヨリ父野川 迄 間工費 円ノ改修ニ着手シタ、大正五年二月正命日向谷工事ノ県費補助率増加ノ件ニ付、北宇和郡会ノ意見書ヲ携ヘテ県庁ニ至リ、父野川工事ニ対シテモ25—100ノ県費補助ヲ受クルコトトシタガ、県知事ヤ内務部長・土木課長等ノ交代テ立消トナツタ、十一月八日、命ハ復タ上松、四日間県庁ヘ詰メ切り折衝ノ結果漸ク前議ヲ復活シ、十一月十一日付ニテ内務部長ヨリ800円県費補助ノ通知ニ接シタ、従来父ノ川カ井谷対誤解モ稍融和スルニ至リテ、幹線ヨリノ分岐点モ其嫌ヒ居タル井谷カ鼻ノ前ニ於テスルコトトナリ

大正七年二月二十日、愈其工事ニ着手シタ 延長  
敷地代  
此測量中ニ郡土木技手古谷義正・県土木  
出張所主任遠山邊氏等ハ技術上ヨリ日向  
工費道路  
谷川ノ架橋ヲ川ト直角ニ渡ラシメンカタメ  
橋梁三、八三九円  
追加三〇〇名

ニ幹線トノ分岐点ヲ 状トナサントシ、命ハ通行上ノ便利且ツ路側ヘ商店ノ建築ノ都合上ヨリ分岐点ヲ直角 ナラシメントシ、技術者ハ稍井谷ノ意見ヲ加味シテ設計ヲ了シタガ命ハ請負人タリシヲ以テ土方等ヲ指揮シテ大ニ自己ノ主張ニ近カラシメテ工事ヲ竣リタ（工事監督者モ落成検査者モ何事モ言ハナカツタ）

扱橋ノ命名ガ設計書ニハ鍵山橋ト記サレタガ、ソレハ妥当ヲ得又仔細アリ、他ノ名ヲ選ハントテ、命カ留守中色々ノ名ガ現ハレタ、栄橋（小学校長）、月見橋（渡辺医師）、父川橋、日向谷川橋、河田橋、戸崎橋等デアツタ、命ハ他ニ構ハズ、親柱ニ忠孝橋ト書テ彫ラシタ、或者曰ク土足デ踏ム所ニ忠孝ハ勿体無シト、命曰ク、忠孝ヲ以テ当人容易ニ行ヒ得サル大道徳ナリト謂ヒ、之ヲ神棚ニ上ケテ祀ルヘキモノ、如ク考フルハ甚タシキ誤解ナリ、身体・髪膚毀傷セサルガ孝ノ始デ、善ク喰ヒ善ク失スルモ即チ忠孝、善ク働キ善ク眠ルモ即チ忠孝、善ク思慮シ善ク実践スレハ即チ大忠孝デア、老幼男女何者ヲ問ハズ、ロ一度忠孝ヲ唱ヘ足一度忠孝橋ヲ踏メバ、百度念仏ヲ唱ヘ百度合唱スルヨリモ遙カニ実用的ニシテ利生公益即時判明スルト、ソレニテ事ハ済ミタリ

大正八年五月二十七日、落成届ヲシタガ検査員ハ何時来ルカ分ラズ、汗農季節トハナツタ、六月二日ハ旧曆五月五日デ、御節句トテ休養日ノ慣例デア、アル故是日ニ落成祝ヲスルコトニ有志者間ノ評議決シタ、渡辺医師ハ撒餅ヲ寄附スルト云、父ノ川ヨリハ渡リ初ノ三夫婦ヲ出スト云、命専ラ主トナリテ準備中六月一日村役場カラ来ヒト云、伊藤村長ト村ノ道路委員渡辺医師、芝前村長、出口亀松氏等心配シテ曰ク、落成検査モ済マヌ前ニ騒クテハ其筋ニ対シテ憚リアリ、須ク中止ス可シト、芝氏ハ父野川ノ三夫婦談ヲ撤廃シタ、命ハ差支アラズトテ、翌六月二日、落成祝賀会ヲ橋ノ前後デ挙行シタ

祈禱祝詞（神宮芝壽雄）、渡リ初メニ夫婦（上鍵山野中乙治・同弥・同仁松）、行列（下鍵山部落中仮装セルモノアリ）、餅撒キ（渡辺氏寄附）、祝宴、

芸妓手踊（置屋料理屋寄附）

## 翻刻2 日吉神社（一五三〜一五四頁）

先年来県郡ノ官吏等屢々来リ諭シテ曰ク

(ア) 各部落ノ氏神社ヲ合併シテ一村一神社トセヨ

(イ) 基本財産金貳千円以上蓄積スルニアラサレバ、一神社トシ

テ祭祀スルコトヲ許サズ、其他曰ク何曰ク何

大字上鍵山ト父野川トハ大部落ノコト、テ、早速必要ナル条件ヲ具シテ其氏神社ヲシテ村ヨリ神饌幣帛料ヲモ供進ス可キ村社タルコト指定ヲ受ケタリ、日向谷モ亦相次テ同シキ資格ヲ得タリ、下鍵山ト上大野トハ氏子モ少ナキ小部落ナレハ、其意ニ任セズ、サレバトテ他部落へ合併セラル、モ本意ナク荏苒数年或ハ曰ク「屋根漏レバ之ヲ繕ヒ柱朽ツレバ之ヲ代へ臨時ノ入費ハ臨時ニ氏子ヨリ課出シテ幾千百年曾テ支障無カリシモノ今更現金ヲ蓄積セサレバ、祭祀ヲ許サスナド云道理ナシ」、「曰ク、金銭ヲ積マサレバ神力祭ラレヌトナレバくりすちゃんニナレ」曰ク何、曰ク何

正命両極端者ノ間ニ介シテ斡旋シ、漸ク次ノ結果ヲ見タリ

大正六年九月二十一日 神社移転許可申請（県知事宛）、同年十一月五日

許可

同年十月初 移転工事着手（未タ許可ナシトテ神職ハ拒ミタルトモ）

同年十一月三日 移転（工事中仮神殿 井谷家祖廟）

同年九月二十二日 神社号大山積神社」ヲ日吉神社ト改称願、

同年十一月七日 上鍵山ニ同名ノ神社アルニ付再考スベシトテ却下

同年十一月二十五日 神社号ヲ「大日吉神社」ト改称願、

同年十二月二十一日 大字ヲ冠スレバ不穩当ナリトテ却下

同年十二月二十八日 神社号ヲ「日吉神社」ト改称願（再提出）、

大正七年一月十六日 許可

大正七年一月三十一日 神社維持方法認可申請

同年二月一日 神社跡地官有地譲与願、同年十二月十九日 聴届

同年九月廿三日 神饌幣帛料供進神社指定申請

大正八年九月二日指定（上大野モ同様）

同年九月廿五日 例祭日認可願（春祭四月三日、秋祭十月十七日）、同年九

月廿八日返付（春祭ハ不可ナリ云々）  
 同年十月六日 例祭日認可願（毎年十月十七日）、大正八年二月廿日 神社  
 財産登録申請 同年三月十四日登録済  
 同年春 神殿及中殿新築工事着手、同年十二月廿七日 落成式、移転式挙  
 行

祭神 旧社号 旧社地

（ （ （ （ （ （

天照大神 神明神社 下り山

大山祇命 大山積神社 下山森

重山主命 同 同

事代主命 恵美壽神社 下里山

以上明治四十二年七月六日

大山積神社ニ合祀

外

大山祇命 大山祇境内末社

瓊々杵尊 鷲神社 鷲ノ森

県庁備附ノ明細帳ニ記載ナシトテ取消ヲ命セラル